

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

三股町長 様

(森林所有者又は相続管理者)

住所
氏名
電話番号

(伐採後の造林をする者)

住所
氏名
電話番号

(伐採する者)

住所
氏名
電話番号

(仲介事業者及び伐採事業者) ※必要に応じて

住所
氏名
電話番号

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

町	大字	字	地番
林小班			

2 伐採の計画

伐採面積	h a		
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
集材・搬出方法			
路網の設置延長	m	路網の開設方法	従う・従わない
伐採樹種			
伐採齢			
伐採期間			

3 伐採後の造林計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	h a	
人工造林による面積 (A+B)	h a	
植栽による面積 (A)	h a	
人工播種による面積 (B)	h a	
天然更新による面積 (C+D)	h a	
ぼう芽更新による面積 (C)	h a	
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし	
天然下種更新による面積 (D)	h a	
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし	

(2) 造林の方法別の造林計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)				
天然更新				
5年後において適確な更新がなされない場合				

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 3 森林所有者又は相続管理者と伐採者が異なる場合は、原則、自署とし、印鑑登録証明書又はその写しを添付すること。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで記載すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 集材・搬出方法について、架線か車両か、使用する機械等を記載し、路網を開設する場合は、路網の設置延長を記載し、開設方法として宮崎県作業道等開設基準に従うか従わないかに○をつけること。
- 9 伐採年齢欄には、伐採する森林が異年齢の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 10 伐採期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 11 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 12 植栽による面積欄には、三股町森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 13 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 14 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 16 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 17 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。
- 18 備考欄に適合通知希望の有無を記載すること。

遵守事項

1. 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。
2. 伐採、搬出に当たっては、土地の保全、水源涵養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意します。また、伐採中及び伐採後に市からは正要請がある場合、速やかに対応します。
3. 伐採時の事故防止に努めるとともに、資機材等の搬入出を行う際の交通安全など、周辺地域の状況に十分配慮するとともに、町道、林道等を利用する場合、鉄板等を敷くなど予防策を講じます。
4. 伐採に起因する事案が生じた場合、伐採中及び伐採後においても、届出人、造林者、伐採者がその責任を負い、原型復旧及び早期回復を行います。
5. 誤伐を行った場合、次回以降の本届出書に、隣接者との境界確認を行ったことを証する書類を添付します。

伐採者 _____